

京都市上下水道局週休 2 日モデル工事試行要領

制定	令和 2 年	9 月	9 日
改正	令和 3 年	8 月 1 1 日	
	令和 4 年	8 月 1 1 日	
	令和 5 年	8 月 1 1 日	

1 目的

本要領は、「京都市上下水道局週休 2 日モデル工事」の試行に関する事項を定めることにより、建設業の働き方改革の推進、将来の公共工事の品質確保の促進を図るものである。

2 用語の定義

- (1) 「週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (3) 「工事着手日」とは、「工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手」した日とする。
- (4) 「工事完成日」とは、「土木工事共通仕様書（京都市上下水道局）」に基づく「工事完成通知書」を提出した日とする。
- (5) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して、対象工事全ての現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (6) 「4 週 8 休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%(8 日/28 日)以上の水準に達する状態をいう。
- (7) 「4 週 7 休以上、4 週 8 休未満」とは、現場閉所率が、25.0%(7 日/28 日)以上の水準に達する状態をいう。
- (8) 「4 週 6 休以上、4 週 7 休未満」とは、現場閉所率が、21.4%(6 日/28 日)以上の水準に達する状態をいう。
- (9) 上記の(6)から(8)においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (10) 各工事における現場閉所率の算定は、以下のとおり行うものとする。ただし、以下の算出方法に基づき算出した数値の小数点以下 2 桁目を切り捨てた、小数点以下 1 桁目までの値とする。

$$\text{＜現場閉所率（％）＝（現場閉所日数÷対象期間日数）×100＞}$$

3 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

- (1) 発注者指定方式
発注者が、週休 2 日に取り組むことを指定する方式。
- (2) 受注者希望方式
受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休 2 日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。

4 積算方法等

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、表1又は表2のとおり、それぞれの費用に補正係数を乗じるものとする。

なお、土木工事標準積算基準書（京都市建設局）以外の積算基準により計上する費用がある場合は、当該積算基準における補正係数を適用する（例：水道施設整備費に係る歩掛表、下水道用設計標準歩掛表第1巻における下水道工事市場単価の補正係数）。

表1 京都市上下水道局週休2日モデル工事（試行）における補正係数

（令和4年度土木工事標準積算基準書（京都市建設局）を適用する工事の場合）（注1）

	【4週8休以上】	【4週7休以上、 4週8休未満】	【4週6休以上、 4週7休未満】
労務費（注2、3）	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）（注4）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

注1 令和4年度土木工事標準積算基準書（京都市建設局）は基準適用年月が2022年8月から2023年7月までの設計図書に適用する。

注2 市場単価の補正係数は適用する積算基準による。

注3 土木工事標準単価は週休2日補正した単価を使用すること。

注4 仮設材は補正の対象としない。

表2 京都市上下水道局週休2日モデル工事（試行）における補正係数

（令和5年度土木工事標準積算基準書（京都市建設局）を適用する工事の場合）（注1）

	【4週8休以上】	【4週7休以上、 4週8休未満】	【4週6休以上、 4週7休未満】
労務費（注2、3）	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）（注4）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

注1 令和5年度土木工事標準積算基準書（京都市建設局）は基準適用年月が2023年8月から2024年7月までの設計図書に適用する。

注2 市場単価の補正係数は適用する積算基準による。

注3 土木工事標準単価は週休2日補正した単価を使用すること。

注4 仮設材は補正の対象としない。

(2) 補正方法

ア 発注者指定方式

入札公告等において週休2日に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、4週8休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて、各経費を補正し、適切に請負代金額を変更するものとする。

イ 受注者希望方式

入札公告等において週休2日に取り組むか否かを受注者が選択できる旨を明記したうえで、当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、4週8休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて、各経費を補正し、適切に請負代金額を変更するものとする。また、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものは、各経費を補正し、適切に請負代金額を変更するものとする。

5 工事成績評価

発注方式の別に関係なく、対象期間中の現場閉所の達成状況に応じて、工事成績評価の「工程管理」及び「創意工夫」で表3のとおり加点を行う。ただし、週休2日を確保できなかった場合においても、減点を行わないものとする。

表3 京都市上下水道局週休2日モデル工事（試行）における工事成績評価の評価
(単位：点/100点満点)

採点者	考査項目	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
担当監督員	工程管理 (注1)	0.8	0.8	0.8
主任監督員		0.8	0.8	0.8
総括監督員		0.4	0.4	0.4
主任監督員	創意工夫	1.2	0.8	0.4
合計(注2)		3.2	2.8	2.4

注1 「a」評価となった場合。週休2日を達成した場合、原則「a」評価とする。ただし、他の事項で著しく評価する内容が確認される場合は「a」評価としないことができる。

注2 評価の内容は、発注者指定方式、受注者希望方式のいずれの場合も同じとする。また、適用した積算基準の年度の別も問わない。

6 対象工事

上下水道局が発注・監督する工事のうち、表4に基づき適用^(注1)するものとする（ただし、緊急工事や維持工事、工期等に制約がある工事を除く。）。

また、対象工事において当初予期し得なかった事情の変化等が生じたことにより必要となった、追加工事又は付帯工事で上下水道局が発注・監督するものについては、原則として週休2日モデル工事の対象とする（ただし、緊急の必要がある工事を除く。）が、その他の工事は原則として週休2日モデル工事の対象としない。

注1 建設局等が発注する週休2日モデル工事に対し、随意契約による追加工事として土木工事標準積算基準書（京都市建設局）の間接費調整を適用する場合、工事の内容及び工程等を考慮し、必要に応じて週休2日モデル工事として取り扱えるものとする。

表4 週休2日モデル工事の対象

	「週休2日モデル工事」の対象	発注方式
令和2年度	予定価格1億円以上 (水道部1件、下水道部2件)	発注者指定
令和3年度	予定価格1億円以上 (水道部4件、下水道部4件)	発注者指定
令和4年度	予定価格1億円以上 全件	発注者指定 ^(注2)
令和5年度	予定価格3,000万円以上 全件	発注者指定 ^(注2)
令和6年度	全件実施	発注者指定

注2 発注方式は「発注者指定方式」を原則とするが、工事特性により設計段階で週休2日の達成が困難な場合は「受注者希望方式」とする。

7 工期

- (1) 発注者は、工期設定に当たり、国土交通省における「工事着手準備期間・後片付け期間の見直し」等に関する取組内容を参考にすること。
- (2) 現場閉所率 28.5%(8 日/28 日)以上の水準を確保できないことを理由とする工期延期は例外なく認めない。

8 留意事項

- (1) 受発注者は、4 週 8 休以上の達成に当たって、1 週 2 休（原則として土曜・日曜）を確保できるよう努めること。
- (2) 受注者は、共通仕様書に基づいて契約後速やかに提出する「施工計画書」において、現場閉所率 28.5%(8 日/28 日)以上の水準を確保するための取組及び予定を明記すること。
- (3) 受注者は「工事履行報告書」及び「工事月報」において、「当該月における現場閉所日」及び「工事着手日から当該月末日までの期間における累積の現場閉所率」等を明記すること。
- (4) 発注者は、毎月、「工事履行報告書」及び「工事月報」における記載により、現場閉所の確認を行うこと。
- (5) 受注者は、本市が週休 2 日の推進を目的に受注者に対して実施する「上下水道局週休 2 日モデル工事」に関するアンケート等の調査に、随時協力しなければならない。
- (6) 発注者は、「上下水道局週休 2 日モデル工事」の受注者が達成した週休 2 日の内容を証明するため「週休 2 日モデル工事達成内容」を通知する。